

3 会議のしくみ

定例会・臨時会

県議会には、年4回（2月、6月、9月、12月）定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。いずれも知事が招集します。

定例会や臨時会では、はじめに会期が定められ、原則として、その期間中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

会期は、議会運営委員会において協議され、会議にはかって決定されます。

◆開催状況

近年の開催状況は次のとおりです。

種別	議会区分 年別	2月 定例会	6月 定例会	9月 定例会	12月 定例会	臨時会	計
会期	令和2	日 28	日 17	日 22	日 21	日 1	日 89
	3	28	17	22	18	2	87
	4	28	17	22	15	1	83
	5	23	17	22	21	1	84
開議日数	令和2	日 7	日 5	日 5	日 6	日 1	日 24
	3	7	5	5	6	2	24
	4	7	6	5	5	1	24
	5	5	5	5	5	1	21
一般質問	令和2	人 23	人 18	人 24	人 17	人 —	人 82
	3	17	20	21	14	—	72
	4	24	21	20	15	—	80
	5	21	19	19	16	—	75
付議事件数	令和2	件 85	件 19	件 51	件 (16)	件 19	件 (16)
	3	69	34	47	44 (17)	16	218 (17)
	4	66	30	44	26 (17)	13	192 (17)
	5	60	20	42	33 (17)	15	186 (17)
					39		176

(注) () は継続事件で外数

◆臨時会の概要

年月日	議会区分	主な付議事件
令和3.1.11	第1回臨時会	一般会計補正予算、専決処分の承認
令和3.5.7	第3回臨時会	監査委員の選任同意、一般会計補正予算、条例の一部改正、専決処分の承認、議会の組織、常任委員会・議会運営委員会の閉会中継続調査申出事件
令和4.5.10	第2回臨時会	監査委員の選任同意、一般会計補正予算、条例の一部改正、専決処分の承認、議会の組織、常任委員会・議会運営委員会の閉会中継続調査申出事件
令和5.5.9	第2回臨時会	監査委員の選任同意、一般会計補正予算、専決処分の承認、議会の組織、地方競馬組合議会議員の選挙、常任委員会・議会運営委員会の閉会中継続調査申出事件
令和6.5.8	第2回臨時会	永年在職議員の表彰、監査委員の選任同意、専決処分の承認、議会の組織、地方競馬組合議会議員の選挙、常任委員会・議会運営委員会の閉会中継続調査申出事件

本会議

議会に提出された議案や、議会としての意見表明などの可否はすべて本会議で決められ、最終的な意思決定が行われます。会議は、招集された日に、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長の宣告により開会され、議長がその日の議事日程に従い会議を進めます。

◆会議時間

原則として午前10時から午後4時までと定められていますが、必要に応じて会議にはかって変更することができます。

◆一般質問

議員が一般質問（議案に対する質疑を含む。以下同じ。）をする場合は、あらかじめ議長に対して発言通告書を提出することを原則とし、発言順序は議長が定めています。

質問時間は、平成7年第3回定例会から議会運営委員会の申し合わせにより、おおむね次のとおりとされています。

5人以上の所属議員を有する会派を代表して行う一般質問	60分
3人以上5人未満の所属議員を有する会派を代表して行う一般質問	40分
3人未満の所属議員を有する会派を代表して行う一般質問	30分
上記以外の一般質問	30分
会派を代表して行う一般質問に係る再質問	通じて10分以内とし、原則として2回まで
上記以外の一般質問に係る再質問	簡潔を旨とし、原則として2回まで

質問回数は、平成27年第3回定例会から議会運営委員会の申し合わせにより、次のとおりとされています。

1 本会議における会派を代表して行う質問以外の一般質問は、議員一人当たり（議長、副議長及び会派を代表して行う質問者を除く。）、一年度内において2回以内とする。

ただし、会派においては、所属する議員に応じ合計質問回数を各会派に配分することとする。

質問方法は、平成30年第3回定例会から議会運営委員会の申し合わせにより、次のとおりとされています。

1 本会議における一般質問は、一括質問方式又は分割質問方式の選択制とする。

2 分割質問方式により質問を行う場合は、原則として通告事項の大項目ごとに答弁を求めるものとするが、複数の大項目をまとめて答弁を求めることが可能とする。

再質問は、全ての答弁が終了した後に行うものとする。

答弁の際、質問議員は質問者席で答弁を受ける。

◆委員会付託

議案及び請願は、次のとおりそれぞれ所管委員会へ付託しています。

予 算	一般会計歳入予算・地方債 一時借入金・歳出予算の各項の流用	総務委員会
	一般会計歳出予算及び継続費 繰越明許費・債務負担行為	各関係常任委員会（分割付託）
	特別会計予算及び企業会計予算	各関係常任委員会
決 算	一般会計・特別会計・企業会計	決算特別委員会
上記以外の議案・請願		各関係常任委員会

◆審査結果の報告

付託案件の審査結果については、委員長が本会議場において報告しています。

◆表決

表決は、通常、簡易表決または起立による表決を行っていますが、議長が必要があると認めたとき、又は出席議員の5人以上から要求があったときは、議長は会議にはかって投票による表決をとることができます。

委員会

■常任委員会

限られた会期の中で、たくさんの議案や請願等を審議するためには、本会議だけでは十分ではありません。そのために常設されている委員会で、それぞれの所管に属する事項を専門的かつ詳細に審査します。現在は条例によって6つの常任委員会が設置されており、議員はこのうちどれか1つに所属しています。

◆設置・開催状況(回数)

名 称	委員の定数	所 管 事 項	令和5年*	
			開会中	閉会中
総務委員会	8人	知事直轄組織、総務部、危機管理部、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	6	1(1)
企画経済委員会	8人	清流の国推進部、商工労働部、観光国際部、選挙管理委員会及び労働委員会の所管に属する事項	6	1(1)
厚生環境委員会	8人	環境生活部及び健康福祉部の所管に属する事項	6	1(1)
農林委員会	7人	農政部、林政部及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項	6	1(2)
土木委員会	7人	県土整備部、都市建築部及び収用委員会の所管に属する事項	6	1(0)
教育警察委員会	8人	教育委員会、公安委員会及び警察本部の所管に属する事項	6	1(1)

* 議会の開催中は随時開催し、閉会中は継続審査案件等の調査及び審査のため必要に応じて開催しています。

* 閉会中に開催される常任委員会について、() 内は委員協議会で外数。

◆委員の選任方法及び任期

議長が会議にはかって指名することになっています。任期は選任の都度、議会の議決により、おむね1年となっています。

◆正・副委員長の選任方法

各常任委員会において、その委員のうちから互選することになっています。

■議会運営委員会

議会の運営方法などについて協議するために設けられています。委員の選任方法、任期及び正・副委員長の選任方法は、常任委員会の場合と同じです。委員の定数は12人で、申し合わせにより各会派に割り当てられている委員の数は、5人以上の所属議員を有する団体（交渉団体）の所属議員の比率によることとなっており、また、交渉団体でない会派の代表議員は、委員外議員として出席し、発言することができることになっています。

なお、議長及び副議長は、常時出席することになっています。

◆開催状況

議会の開催中は隨時開催しているほか、議会開会のおおむね1週間前に提出予定議案の説明聴取及び議会日程などを協議するため開催しています。

■特別委員会

必要に応じて特定の事件を審査するため、本会議の議決により、臨時に設置される委員会です。その事件の審査が終了すれば委員会は消滅します。

委員の選任方法は、常任委員会の場合と同じです。

◆設置・開催状況(回数)

名 称	委員の定 数	設置期間	付 託 事 件	令和5年	
				開会中	閉会中
社会基盤整備・防災対策特別委員会	10	R1.5.8から R5.3.16まで	社会基盤整備・防災対策に関する調査	1	-
少子高齢化社会の安心対策特別委員会	10	R1.5.8から R5.3.16まで	少子高齢化社会の安心対策に関する調査	1	-
産業競争力強化対策特別委員会	11	R1.5.8から R5.3.16まで	産業競争力強化対策に関する調査	1	-
魅力度向上対策特別委員会	11	R1.5.8から R5.3.16まで	魅力度向上対策に関する調査	1	-
人口減少社会における地域づくり対策特別委員会	11	R5.5.9から 調査終了まで	人口減少社会における地域づくり対策に関する調査	2	1
県民の安全・安心対策特別委員会	10	R5.5.9から 調査終了まで	県民の安全・安心対策に関する調査	2	1
社会経済活力創出対策特別委員会	11	R5.5.9から 調査終了まで	社会経済活力創出対策に関する調査	2	1
県土強靭化・インフラ整備対策特別委員会	10	R5.5.9から 調査終了まで	県土強靭化・インフラ整備対策に関する調査	4	1
議員提案条例検証特別委員会	42	R6.5.8から 調査終了まで	議員提案により制定された条例の運用に関する調査	-	-
決算特別委員会 (第一小委員会) (第二小委員会)	16 (8) (8)	通常9月定例会から 12月定例会まで	決算認定案件の審査	1 (-) (-)	2 (4) (4)

(注) 議長、副議長及び監査委員は、いずれの特別委員会にも所属しない。

議案の成立まで

定められた手続きを経て議会に提出された議案は、通常、委員会で審査され、その結果を参考にして、本会議で議決されます。

議案の提出から議決に至る過程を簡単に説明すると次のとおりです。

■議案提出

議案には、知事が提出するものと議員が提出するものがあります。議員が提出する場合は、意見書、決議などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要とされます。

提出された議案については、本会議で内容や提案した理由について提出者から説明されます。

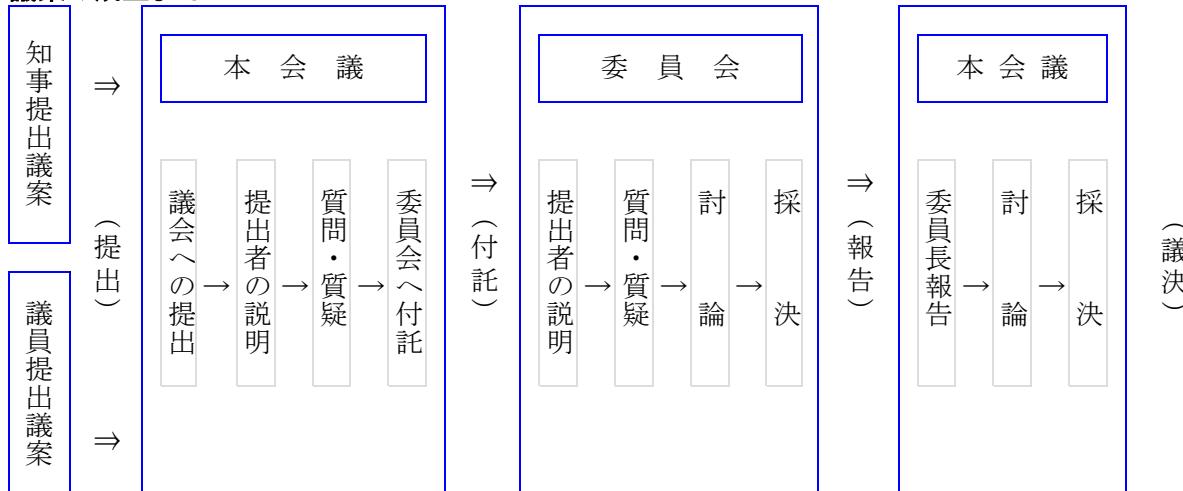
■審 議

議案の内容などに関する審査は、原則として常任委員会に任されます（付託という）。ただし、特に急がれるものは、委員会審査を省略して本会議で議決することもあります。委員会での審査を終わったときは、委員長から議長に審査結果が報告されます。

■議 決

各委員会での審査結果がでると、議長は本会議を開き、審査結果を参考にしながら議案を採決します。その結果可決されれば議案が成立するわけです。

◆議案の成立まで



議員発案

■政策条例の制定状況

条例名	条例の目的	議決年月日	施行日
岐阜県食品安全基本条例	食品が生命及び健康の基本であるという認識の下に食品の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上（以下「食品の安全性の確保等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者である県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保等のための施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与すること。	H15. 12. 18 改正 H20. 3. 19 R 2. 3. 18	H16. 4. 1 改正 H20. 3. 25 R 3. 6. 1
岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、政策の実現に向けて議会が積極的な役割を果たし、知事等と共に県民に対する責任を担いながら、実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った県行政を推進すること。	H16. 12. 16 改正 H18. 7. 13 H19. 7. 9 H26. 10. 9 R 3. 7. 8	H17. 4. 1 改正 H18. 7. 13 H19. 7. 9 H26. 10. 15 R 3. 7. 13
岐阜県食育基本条例	食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であるという認識の下に食育の推進に関する基本方針を定め、並びに県の責務並びに県民等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与すること。	H17. 12. 15	H18. 4. 1
岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を主たる要因とする地球温暖化が急速に進行する中、二酸化炭素の吸収源として公益的機能を有する貴重な森林資源を保全し、確実に次世代に引き継いでいくことを日本有数の森林県である岐阜県の責務ととらえた上で、森林が有する二酸化炭素の吸収作用を維持し、又は向上させ、もって地球温暖化の防止に寄与するために、岐阜県が事業者（森林整備を主たる業とする者を除く。）による森林づくり活動を推進すること。	H20. 7. 10	H20. 7. 15
岐阜県文化芸術振興基本条例	文化芸術の振興に関し、その基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力にあふれた地域社会の実現に寄与すること。	H20. 7. 10	H20. 7. 15
岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに口腔機能を維持すること（以下「歯・口腔の健康づくり」という。）が、県民の質の高い生活を確保し、かつ、県民の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、岐阜県における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康保持及び増進に寄与すること。	H22. 3. 25 改正 R 1. 6. 27	H22. 4. 1 改正 R 1. 7. 1
岐阜県がん対策推進条例	がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようになることが課題となっていることに鑑み、がん対策に関し県の責務等を明らかにし、並びに予防、早期発見、医療、緩和その他がん対策に関する基本的な事項及び本県の特性に応じた事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること。	H22. 7. 1 改正 H30. 3. 22	H22. 9. 1 改正 H30. 4. 1
岐阜県指定金融機関の指定に関する条例	県の指定金融機関の指定に関し必要な事項を定めることにより、指定金融機関の公金の収納又は支払の事務の適正な執行及び県民サービスの向上に資すること。	H24. 3. 22	H24. 3. 27

条例名	条例の目的	議決年月日	施行日
岐阜県清流の国スポーツ推進条例	スポーツ(運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動)の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある地域社会の実現に寄与すること。	H25. 3. 21	H25. 3. 26
岐阜県花きの振興に関する条例	花きの振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、花きの振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で心豊かな生活の確保及び美しい郷土づくりに寄与すること。	H26. 10. 9	H26. 10. 15
岐阜県家庭教育支援条例	家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、地域住民、地域活動団体、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現に寄与すること。	H26. 12. 18	H26. 12. 22
岐阜県中小企業・小規模企業振興条例	小規模企業の事業の持続的な発展その他の中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び市町村、中小企業者、中小企業団体その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与すること。	H28. 3. 24	H28. 4. 1
岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与すること。	H28. 3. 24 改正 H30. 3. 22	H28. 4. 1 改正 H30. 4. 1
岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定めるとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的、計画的な推進に必要となる基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与すること。	H30. 3. 22	H30. 4. 1
岐阜県主要農作物種子条例	主要農作物（稻、大麦、はだか麦、小麦及び大豆（いずれも食用又は酒造用であるものに限る。）をいう。）の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の主要農作物の生産性の向上及び品質の確保に寄与すること。	H31. 3. 22	H31. 4. 1
岐阜県ケアラー支援条例	ケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現すること。	R 6. 3. 21	R 6. 4. 1

■意見書の可決状況

令和5年度中に議決した意見書は次のとおりです。

議決年月日	件名
R5. 5. 9	国民皆歯科健診の実現を求める意見書について
R5. 5. 9	高校卒業時までの子ども医療費窓口負担の無料化及び学校給食費の無償化を求める意見書について
R5. 7. 6	緊急事態に関する国会審議を求める意見書について
R5. 7. 6	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について
R5. 7. 6	木曽川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について
R5. 7. 6	濃飛横断自動車道事業の早期全線整備を求める意見書について
R5. 10. 5	地方財政の充実・強化を求める意見書について
R5. 10. 5	軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書について
R5. 10. 5	農福連携の促進を求める意見書について
R5. 12. 21	診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の大幅改定を求める意見書について
R5. 12. 21	有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進を求める意見書について
R5. 12. 21	食料安全保障の強化を求める意見書について
R5. 12. 21	教員未配置の改善を求める意見書について
R6. 3. 21	消防団員の確保対策及び消防団活動への支援の充実を求める意見書について
R6. 3. 21	生産資材価格への対応と農畜産物の適正な価格形成の実現を求める意見書について
R6. 3. 21	G I G Aスクール構想の着実な推進を求める意見書について

最近5年間の意見書の可決件数は次のとおりです。

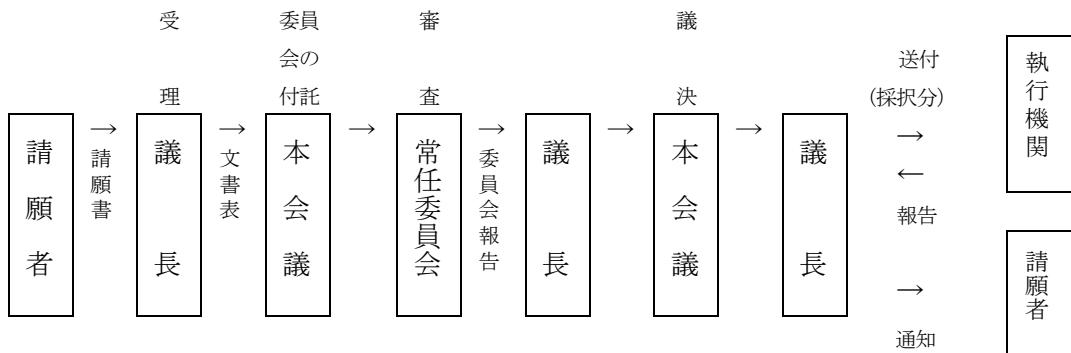
年 度	令和元(平成31)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可決件数	15	15	11	9	16

■ 請願・陳情等

■ 請 願

請願を受理したときは、請願文書表を作成し、議場に配付のうえ、所管の委員会に付託し、その審査結果を本会議へ報告しています。採択した請願は、知事及び関係執行機関へ副本を添えて送付し、請願者には審査結果を通知しています。

◆ 請願の審査



■ 陳情等

陳情、又はこれに類する文書を受理したときは、各常任委員会所管別に陳情一覧表を作成し、議場に配付するとともに、所管の委員会に回付しています。

なお、内容が2つ以上の委員会にまたがるものについては、各委員会共通として取り扱っています。

◆ 請願・陳情の受理件数

【令和5年】

委 員 会	2月定例会		6月定例会		9月定例会		12月定例会		計	
	請願	陳情	請願	陳情	請願	陳情	請願	陳情	請願	陳情
総務委員会		3	1		1		3		5	3
企画経済委員会									0	0
厚生環境委員会	1		1		4	1	1	2	7	3
農林委員会			1						1	1
土木委員会	1	2						3	1	5
教育警察委員会			1				1	4	5	6
各委員会共通		1							1	0
計	2	6	4	0	5	2	8	12	19	20